

**子どもの権利を保障し、
子どもを社会全体で支援するための
基本的な考え方に対する
市民意見の内容及び市の考え方**



「子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するための基本的な考え方」
に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見のうち、内容について趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約または分割して掲載していますので、ご了承ください。

平成20年2月

名古屋市

実 施 結 果

1 実施期間 平成19年11月29日（木）から平成19年12月28日（金）

2 提出状況

	大人	子ども					合計
		小学生	中学生	高校生	不明	計	
意見提出者数(人)	249	10	13	8	3	34	283
意見件数(件)	372	49					421

3 提出方法

郵送	FAX	電子メール	持参	合計
162人	64人	21人	36人	283人

4 意見の内訳

事 項	件 数	ページ
1 ねらい	20 (1)	1
2 子どもの定義	8 (1)	2
3 子どもにとって大切な権利	128 (21)	3～9
4 子どもの権利を保障する責務	61 (8)	10～18
5 子どもに関する基本的な市の取組	162 (13)	19～30
6 推進体制の整備	11 (1)	31～32
7 その他	31 (4)	33～35

※（ ）は子どもの意見

1 ねらい（20件：大人19件、子ども1件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 子どもを社会全体で支援するという名古屋市の考え方に賛成。（5件）
- ◎子どものために条例を作ってくれることはよいこと。
- 「子育ての楽しい名古屋」「子どもを育てるには名古屋が一番」そのようなイメージを確立した名古屋をめざしたい。
- なぜ「子ども条例」をつくる必要があるのか、市民に対してもう少し丁寧に説明していただくと理解が進むのではないか。
- ねらいの6行目、「そのためには、倫理、道徳、規範意識を前提に子どもにとって大切な権利を確認」とするべき。（8件）
- ルールを守ることができない子ども、及び権利ばかり主張する自己中心的な子どもなど、学校や地域の秩序を乱す子どもに権利を認めることはできず、「子どもにとって大切な権利を確認し」を「健全な子どもにとって大切な権利を確認し」とし、「子どもを社会全体で支援するまちの実現」を「子どもを社会全体で健全育成し支援するまちの実現」とするべき。
- 「子どもはさまざまな人や自然、社会や文化」を「子どもは倫理、道徳に基づく規範意識を前提とした人間関係や自然、社会や文化」とするべき。「さまざま」では悪を容認することになり善悪の判断基準があいまいになる。
- 人としての責任を果たし、自分の権利の主張と同時に他人の権利も侵さない視点が大切。
- 人とのつながりの大切さを謳い、思いやることの素晴らしさを教え、人が集まり会話することによる生活のなかで段階的に育っていくのが本来の子どもの姿であり、市にできることは子どもの集団の活動への支援である。

【市の考え方】

子どもたちが健やかに育ち、社会の責任ある一員として自立し、次代の名古屋を担っていけるよう、子どもを社会全体で支援するまちの実現を目指しています。条例制定の趣旨や意義につきましては、今後も丁寧に説明していきたいと考えています。

また、子どもが、年齢や発達に応じて、子ども同士のかかわりやさまざまな体験を通して、他者を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、他者の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことができるよう、周りの大人が子どもに教えていくことが重要であると考えており、こうした考え方に基づき条例案を作成します。

2 子どもの定義（8件：大人7件、子ども1件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 18歳未満とすると高校3年生が入らないので、18歳以下とするのが適切ではないか。定時制高校を考慮すれば19歳以下とするのが一番よい。（3件）
- 当事者である子ども自身にわかるように、子どもの権利は高校生まで適用されると明確に示すべき。
- 我が国では、子どもは19歳以下である。
- ◎子どもは19歳以下である。
- 名古屋市在住、在学の子どもは、国籍、住民票の有無に関わらず、名古屋の子どもであることを明記してほしい。（2件）

【市の考え方】

子どもの対象の範囲は、概ね18歳未満とし、児童の権利に関する条約や児童福祉法の対象となる範囲としましたが、18歳を迎えた高校3年生など未成年者については、現実には支援を必要とする場合が考えられるため、ただし書きで示しています。

また、子どもにとって大切な権利は、民族、性別、障害などにかかわらず、すべての子どもに保障されるものと考えています。

3 子どもにとって大切な権利（１２８件：大人１０７件、子ども２１件）

（１）全般（２４件：大人１９件、子ども５件）

【市民意見】

- 子どもにとって大切な権利は、生まれたときから一人のかけがえのない人間として尊重されなければならない。
- 子どもの権利は当たり前の人としての権利であるため、声高に唱えなければならないようになったことに少しかなしみを感じるが主張していくべき。
- 「子どもにとって大切な権利は、あなただけでなく、他の人にもある」より、「あなたは大切な権利をもっている」ということを最初に伝えるべき。

【市の考え方】

子どもの権利は、生まれながらにして人間として持つ権利であり、子どもたち一人ひとりが、自分たちに大切な権利があることを理解するとともに、自分の権利が尊重されるのと同じように、他者の権利も尊重すべきことを認識することが重要であると考えており、こうした考え方に基づき条例案を作成します。

【市民意見】

- 生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を子どもの権利として掲げること自体が飛躍している。日本は、人権のない国でも、紛争地域でもない。
- 児童の権利に関する条約をそのまま日本に当てはめて考えるのはどうかと思う。

【市の考え方】

児童の権利に関する条約では、市民的権利と呼ばれる「表現の自由」や「思想・良心及び宗教の自由」「プライバシーの権利」「意見表明権」のほか、子どもが持つ固有の権利、すなわち、保護される権利として「有害労働からの保護」、「性的搾取や虐待からの保護」などがあります。また、子どもが生まれながらに持つ権利として、「アイデンティティの保全」「教育を受ける権利」「休息・余暇・遊びの権利」などを掲げております。さらに、飢餓や困窮状況下にある子どもを緊急に救済し保護しようとする目的で、「子どもの健康や医療など」、「難民の子どもの援助」、「武力からの子どもの保護」などについても規定されています。

本市の「基本的な考え方」に掲げた、「子どもにとって大切な権利」は、児童の権利に関する条約を基本としながら、名古屋の子どもの現状を踏まえ、特に大切にされるべき基本的な権利を明らかにしたものです。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 子どもの権利はもう少し具体的の方がよいのではないかと。「障害のある子ども」、「触法事件をした子ども」、「外国人の子ども」、「親に恵まれなかった子ども」と条例を読んで、自分にこのような権利があると励まされる内容にするとよい。

- 子どもにとって大切な権利の内容には同感ですが、一人ひとりの子どもが権利の内容を実感できるためには、個々の状況に対応し網羅できることが大切。
- 「障害や民族、国籍、性別などにかかわらず」は必要ない。「全ての子ども」で集約される。
- 子どもたちに「大人たちは見守っているんだよ」と話し安心させることが大事。
- ◎人権について全く知らなかったが生活していくうえでなくてはならないものだと感じた。
- ◎子どもの権利があることは知らなかった。私たちが大人になっても、子どもたちが、安全・安心してのびのびと暮らせるようにしてほしい。

【市の考え方】

子どもにとって大切な権利は、民族、性別、障害などにかかわらず、すべての子どもが対象になる基本的なものであると考えています。

また、条例の制定後は、子どもを始め市民一人ひとりが、この条例に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支えることの重要性を認識できるよう、子ども向けのパンフレットの作成や子ども会議・シンポジウムの開催などを通して、広報・普及に努めます。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 平和な社会で生きる権利、失敗する権利を加えてほしい。
- 安全に安心して生きる権利は特に重要。（2件）
- 子どもにとって大切な権利に、性教育をしっかりとすすめるために純潔が守られる権利を加えるべき。（4件）
- ◎子どもにとって大切な権利は、純潔が守られる権利である。（2件）

【市の考え方】

「安心して安全に生きる権利」では、命が守られることやあらゆる暴力や犯罪から守られることなど、平穏・平和な社会で生きることを示しています。また、「一人ひとりが尊重される権利」のなかに、「自分の持っている力を発揮できること」を掲げ、子どもがありのままの自分が肯定され、自分に自信を持ち、その力を発揮し、自分の夢に向かって失敗しても何度でもチャレンジしていくたくましさを培って欲しいと考えています。

また、「だれもがかけがえのない大切な存在であること」の認識に立ち、人間尊重、男女平等の精神に基づいた豊かな男女の好ましい人間関係を築くことを目標として正しい性教育を行うとともに、思春期セミナーや思春期ピアカウンセリングを通じて、思春期の子どもたちに対する講話、健康学習及び相談を実施することにより、心身両面の健康づくりに取り組んでいるところです。

【市民意見】

○子どもにとって大切な権利の順番を、「安心して安全に生きる権利」「豊かに育つ権利」「一人ひとりが尊重される権利」「主体的に参加する権利」とするべき。人間の欲求には段階があり、成長期の子どもにとって強い欲求を満たすための順序を間違えると、別の権利が保障されていてもいつになっても満たされない感覚がついてまわることを知っておくべき。

【市の考え方】

子どもにとって大切な権利について、児童の権利に関する条約を基本としながら、「安心して安全に生きる権利」「一人ひとりが尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」の4つの権利にまとめました。

この権利の順番につきましては、子どもが人として生きていく上で基本となる権利として、「安心して安全に生きる権利」をはじめに掲げ、次に、ありのままの自分が肯定されていると実感し、子ども自身が自分の持っている力を信じ、その力を発揮することができるよう、「一人ひとりが尊重される権利」といたしました。

これらの基本的な条件のもと、さらに、子どもは成長・発達していく存在であることから、「豊かに育つ権利」や「主体的に参加する権利」を掲げ、子どもがさまざまな人、自然、文化と適切にかかわり、主体的に活動することによって自立した、社会の責任ある一員となっていくことが保障されるべきであることを掲げておりますが、どの権利も大切であり、守られなければならない権利と考えています。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

○人として生まれた時に与えられた権利は、家庭はもちろん地域社会が一丸となり守っていかなければなりません、少し過保護すぎると自分で道を定めることができなくなるのではないかと。社会に出て競争社会に挫折する子も多いので、子どもから大人への時期を大切にしたい。

○子どもの権利を主張することとともに、子どもを保護するだけでなく、困難に耐え抜いて立派な大人になり、幸福な家庭を築いていける教育・指導をしていくことが、より地域社会のためになる。

◎学校の規則を守って義務教育を受ける義務と権利も大切。

【市の考え方】

子どもの範囲は、概ね18歳未満ですが、子どもは社会の責任ある一員として自立し、次代の若者になるという、子どもの成長・発達の連続性を考慮し、20歳以上の若者の自立支援などの施策を一体的な推進をはかることが重要と考え、「子どもに関する基本的な市の取組」に掲げております。

本市では、高校生や大学生を対象にキャリア形成支援・就職力強化を目的とした講演

会や、家庭や家族について考える講座を実施するなど、職業観や家庭観を育成する事業を行っています。また、学校では、日常の教育活動の中で困難に耐え抜くことなどについて、年齢や学年に応じた指導を行っています。

（２）子どもの権利と義務（９３件：大人７８件、子ども１５件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 子どもの権利は、生まれながらにすべての子どもに無条件にある。ただ、権利を行使するときには、他の人の権利を尊重する責任が伴うことを権利の学習を通して身につけるなど、保護者などまわりの大人が教えるようにしてほしい。
- 義務の明記はしないほしい。権利と義務は対になるものでなく、権利をお互いに尊重しあうなかで理解をし、社会のルールを学ぶことになる。（２件）
- 子どもに権利を保障すると権利を履き違えてわがままになるという意見があるが、人間の心の発達を理解していなくて、表面的な関わりで子どもを否定し、力づくで押さえ込もうとするものである。子どもを大切にするための条例を制定するには、子どもたちの心に届き、子どもの心の発達の道筋が多くの大人に理解されることを助ける条例を期待する。
- 義務や責任といった文言を入れるより、子どもが大事にするべきことは、①すべての人が自分と同じ権利をもっていることをわかるようになり ②人を傷つけない ③人の意見をよく聴く ④自分も意見を言う ⑤喧嘩になって親や教師が仲介に入っても解決しない時は、市や学校が設ける調停委員会で調停してもらうことである。
- １８歳までが子どもとなるなら、行動に責任を持つことを謳ってほしい。
- 一人ひとりが尊重される権利、主体的に参加する権利については、「倫理、道徳、規範意識が大切な義務として伴う」と明記するべき。（１７件）
- 大人に義務があるように、子どもにも校則及び社会のルールを守る大切な義務があることを前提に、子どもにとって大切な権利が保障されると明記するべき。（２４件）
- 倫理、道徳、規範意識が前提にあって、子どもの権利が認められなければならない。（１３件）
- ６歳以上の子どもには、義務が必要ではないか。義務を守り権利を得るという常識を身につけなければ責任ある社会の一員として育成できない。（３件）
- 権利が目立ちモンスターペアレンツを増長させる内容。もっと責任と義務の位置づけをはっきりさせてほしい。
- 権利だけでなく義務も必要。権利と義務は表裏一体。（９件）
- 子どもたち自身にも「権利」はただ与えられるものではなく、社会的ルールに基づいて、ひとりよがりな主張にならないように、人との関わりのなかで他の人を尊重していくことの大切さも、年齢の発達段階に応じて学んでほしい。
- 大人は、子どもに人間として負うべき義務をしっかりと教えるべき。（３件）
- 個性、平等、権利を振りかざして自由を訴える風潮があり、義務・責任の結果に自由

が得られる考えが乏しい現実がある。子どもの権利を守り保障するというのであれば利益のためなら何でもありの事業者を厳しく指導する必要がある。

◎権利ばかり与えられていて、義務がないので他の人を尊重し思いやりの心を持てるかどうか心配。自分勝手な人が増えて、ずる賢い人が得をして、まじめな人が損をする不平等な名古屋市になるような気がする。(5件)

◎規範意識や倫理観、道徳心を持てるよう義務がないのは疑問。権利には義務が伴うことを明記すべき。(10件)

【市の考え方】

「子どもの権利には義務が伴う」という意見と「子どもの権利は、生まれながらにして人間として持つ権利であり、何かの義務を果たす見返りに与えられるものではない」という意見がありますが、子どもたち一人ひとりが、自分たちに大切な権利があることを理解するとともに、自分の権利が尊重されるのと同じように、他者の権利も尊重する責任があるということを、大人が教え、子どもは認識していくことが重要であると考えています。

また、子どもは年齢や発達に応じて、子ども同士のかかわりやさまざまな人とのふれあい、体験を通して他者を思いやる心を持ち、ルールを守る、規範意識を持つなどの社会性を身につけます。社会の責任ある一員として自立していくことができるよう、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援していくことが大切であると考えており、こうした考え方にに基づき条例案を作成します。

(3) 安心して安全に生きる権利 (3件)

【市民意見】

○「命が守られ、安全な環境で安心して生きること」を「十分な栄養、きれいな水、きれいな空気、十分な睡眠が与えられ、安心して生きること」にしてほしい。生きる権利のなかに、一番基本となる衣食住が保障されることを加えるとよいのではないか。

○社会的少数の子どもや経済的に困っている子どもが、単に「差別されない」というだけでなく、積極的に守られ支援を受けることを明記してほしい。

○「薬物、喫煙、飲酒、有害情報などから子どもたちが守られること」「すべての子どもに医療が保障されること」「性的搾取から守られること」「暴力、いじめ、虐待を受けて傷ついた子どもたちが助けてもらえる、守ってもらえること」「生活保護世帯だけでなく、ワーキングプア階層の家庭の子どもを含めて、経済的に困っている子どもと家庭が守られること」を明記してほしい。

【市の考え方】

「安心して安全に生きる権利」では、命が守られることや健康な生活ができ、適切な

医療が提供されること、あらゆる暴力や差別を受けないこと、年齢や発達にふさわしい生活ができることを示しており、子どもが薬物や有害情報などから守られるとともに、虐待などの暴力を受けることなく、精神的・身体的に安心して安全に生活することなどが盛り込まれています。

（４）一人ひとりが尊重される権利（２件：大人１件、子ども１件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 「心や体に障害がある子どもに必要な教育や支援が受けられること」「犯罪を犯した子どもたちが社会復帰できること」を明記してほしい。
- ◎いじめのケースで、マスコミなどはいじめられる側にも責任や原因があると報道しますが、どんな理由があってもいじめる側が悪い。このような状況で本当に人格が尊重されていると言えるのか。

【市の考え方】

子どもにとって大切な権利は、民族、性別、障害などにかかわらず、すべての子どもに保障され、年齢や発達に応じて、学びや育ちへの支援を受けることができます。

本市では、児童福祉センターや地域療育センターにおいて、障害のある、またはその疑いのあるお子さんに関する相談・検査・医療及び療育訓練を行い早期発見、早期療育に努めています。教育の場では、通常の学級はもとより、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級又は通級指導教室で、特別の配慮のもとに、手厚く、きめ細やかな教育の推進に努めています。触法行為などのあった子どもに対しては、児童相談所が相談に応じ助言・指導を行うほか、家庭環境その他環境上の都合で、生活指導を要する子どもに対しては、児童自立支援施設に入所させるなど関係機関と連携しながら、社会に適応できるよう支援しています。

また、虐待やいじめなどの子どもの権利侵害については、その早期発見・早期対応に努めるとともに、「子どもに関する基本的な市の取組」のなかで「虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済」を掲げています。子どもの権利が保障され、子どもを社会全体で支援することの大切さが、子どもを始めとした市民一人ひとりに理解されるよう働きかけていきます。

（５）豊かに育つ権利（４件）

【市民意見】

- 「親にお金がないからといって、子どもが多様な経験を積んで育つ権利が奪われることがないようにすること」を明記してほしい。
- 「学ぶ権利だけでなく、教育を受ける権利」「誰もが行きたくなるように学校をよくしていくこと」、また「休息する権利、遊ぶ権利」を固有の権利として「文化、芸術、

スポーツに親しむ権利」を明記してほしい。

○子どもが自ら感じ、判断し、学び成長していく場、自分を信じる力がつく場としての遊びは、子どもの権利の中心に置くべき。

○子どもたちは、遊ぶことを通して学ぶので、遊ぶことを一番にしてほしい。

【市の考え方】

「豊かに育つ権利」では、すべての子どもが、さまざまな体験を通して、学び、成長していくことを明記しており、文化、芸術、スポーツについても含まれます。また、子どもの成長・発達にとって、遊びは必要なものであり、遊びを通して、人とのコミュニケーション能力や社会性を身につけ、豊かな心を育んでいくと考えています。

本市では、子どもの自主性、創造性、協調性を養い、心身の健全な育成をはかるコミュニティ活動を行う子ども会に支援をするとともに、親子で歴史や文化にふれ、さまざまな体験ができる事業を実施しているところです。

（６）主体的に参加する権利（２件）

【市民意見】

○「意見表明ができ、尊重される機会が与えられること」を「いつでもどこでも（家庭、地域、学校）自分の意見を述べることができ、大人はそれを尊重しながら大人としての意見を述べること」に変更してほしい。また、「自分たちに関わることを決めることについて自分たちの意見が反映されること」を「市や地域や学校などで意思決定の場に参加でき意見を述べるができること。その意見が審議の結果どのようなになったか分かりやすく教えてもらうこと」に変更してほしい。

○「子どもたちの結社の自由、学校や地域での子ども集団における自治の権利」「子どもたちが活動する拠点となる居場所を地域や学校につくる権利」を明記してほしい。

【市の考え方】

子どもが、子どもに関わることに主体的に参加できるよう意見表明の機会が与えられ、自分たちの意見が尊重されることが大切です。

子どもの施策を総合的に推進するため、子ども総合計画を策定する際には、子どもの意見を聴くなど、子どもが参画できる仕組みづくりを条例案に盛り込む予定です。また、青少年交流プラザにおいて子どもの参画活動の促進などを進めています。

子どもたちが活動する拠点のひとつとして、各区１か所に児童館を設置しているほか、放課後など学校施設を活用して子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の大人と交流することなどを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育む事業として、トワイライトスクールを実施しています。今後、全校実施に向けて整備を進めていくとともに、子どもたちにとってよりよい事業となるよう努めていきます。

4 子どもの権利を保障する責務（61件：大人53件、子ども8件）

（1）共通の責務等（15件）

【市民意見】

- 努力義務ばかりで、大人が条例を守り、子どもの権利を尊重する保障がないのが問題。
- 「努めなければなりません」という言葉に少し違和感がある。
- 子どもの権利を保障していくうえで必要なことは、まず大人が社会のマナー、礼儀を大切にし、それを正しく子どもに伝えていくことである。
- 子どもたち一人ひとりが大切にされ、それぞれがつながりを持っているということを感じながら子どもを育てられることは社会の責任である。
- 家庭、学校、地域がそれぞれ役割を果たし、連携することが大事。（2件）
- 子どもは、学校、家庭、地域で温かく見守ることが義務。
- 学校、地域、事業者が一員となって取り組むことは賛同する。市はもちろんのこと保護者、学校、地域と密に取り組まないといけない。親の精神面の成長と地域の協力が必要。
- 社会全体の責務として、性教育をすすめるために子どもの純潔を守る責務を加えるべき。（2件）

【市の考え方】

子どもが、さまざまな人や自然、文化との適切なかかわりの中で他者を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、健やかに育つためには、家庭だけでなく、すべての大人が連携し、協働する意識を醸成して、社会全体で子どもを支援するまちづくりを進めていかなければならないと考えています。条例の制定後は、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの立場で、主体的に責務を果たしていくことが必要であり、市民全体に条例の理念が浸透していくよう働きかけていきます。

【市民意見】

- 「子どもがあきらかに権利を奪われていると大人が知った場合、その大人は名古屋市が置く子どもの権利救済委員会に通知しなければならない」を明記してほしい。

【市の考え方】

本市では、児童相談所など関係機関において、児童虐待などの子どもの権利侵害に関する防止、相談や救済に取り組んでいます。子どもの権利侵害を知った場合には、子どもの権利を保障するために、すべての大人はそれぞれの立場で責務を果たし、互いに連携、協働していく必要があると考えています。

【市民意見】

- 大人が子どもの権利を保障し支援するためには、子どもたちが権利を主張できる環境作りから始めることが大事。そのためにはもっと大人が子どもの権利を理解し、勉強

しなければならない。

○子どもが健全に成長するには周りの大人が子どもの権利を理解し正しい知識を得て、自信を持って子どもと接していくことが大切。

○ルールにする前に、文字にする前に、社会や環境のありかたの貧しさ、子育てしにくい社会を変えていってほしい。

【市の考え方】

本市では、これまで条例の制定に向け、子どもを含めた市民の参画や機運の醸成に努めてきました。今後も、パンフレットの作成や、市民集会の開催など、市民の皆様に広く条例の趣旨と子どもの権利について関心や理解を深めていただける取組を進めていきます。

【市民意見】

○外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、不登校の子ども、虐待を受けた子ども、非行を犯した子どもなど特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切に支援していくことを明記してほしい。

【市の考え方】

子どもにとって大切な権利は、子どもの年齢や発達に応じたものであり、民族、性別、障害などにかかわらず、すべての子どもに保障されるものでなければなりません。子どもの権利を保障する責務は、すべての子どもにとって大切な権利を保障するためのものであり、特別な支援を必要とする子どもの権利についても十分保障するために、すべての大人がそれぞれの立場で連携・協働しながら果たす責務であると考えています。

（２）市の責務（７件：大人４件、子ども３件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

○優先的に子どもへ税金を使ってほしい。公立保育園を民営化し、コストダウンの保育園は問題外。

○子どもの最善の利益を保障するなら、児童福祉や学校教育に大幅に予算をつけるべき。

○学ぶ環境づくりなど財政上の保障が必要。日本は子どもの数に対して教師の人数が少ない。

○社会全体で子育て支援というのであれば、税金の面からも社会全体から支えられないと子育ての社会の実現はできない。子ども基金などの資金づくりも必要。

◎国、県、市などと言っても、誰が実際に行動するのかが分からない。

◎必要な税金を使うとあるが、毎年無駄にしている分をもっと子どもに使ってほしい。

◎保育や子どもに使うお金を減らさないでほしい。

【市の考え方】

厳しい財政状況のなか、限られた財源や人員のなかで安定・継続した保育サービスの提供や保育内容の充実をはかるためには、より効率的・効果的な事業のすすめ方の観点も必要であると考えています。また、学校に在籍する教員の数は、法律によって、その学校の学級数ごとに決められ配置されていますが、これに加えて、目的に応じて、国や県から加配されます。今後も必要な教員の確保に努めていきたいと考えています。

条例案では、子どもに関する施策を推進していくにあたり、財政上の措置その他の措置について、社会情勢や他の施策などを考慮したうえで必要な措置を講じなければならないことを盛り込む予定です。

今後も、子どもに関する施策を総合的に推進するため、なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）を総合計画に位置づけるとともに着実に推進できるよう努めていきます。

また、市は、子どもの権利を保障するために、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者のほか、国、県、医療機関や弁護士、他の地方自治体など子どもに関わる関係機関などと連携、協働する必要があります。これらの機関に属する大人は、それぞれの立場でその責務を果たしていくこととなります。

（３）保護者の責務（８件）

【市民意見】

- 第一義的な責任は正しく理解されるか不安。関係者以外には通じないのではないか。
- 「最善の方法は何かを考え」の何かを考える場所、学ぶすべを知りたいので、学ぶ場所の広報が必要。
- 親が食の安全を考えて生活しているか心配。食事は愛情を育てる大切な場である。
- 子どもには規則正しい生活のリズムを身につけさせる努力が必要。
- 人とのコミュニケーションをとる場が狭くなってきている現在、せめて家族単位でのつながりの深さを築いてほしい。
- 各家庭がまじめな両親とか律儀な祖父母がいて子どもを育てるのが最善。
- 本来は子どもを育てるのは家庭であるのに家庭の価値をおとしめている。
- 子育ては家庭に一番あることを謳ってほしい。兄弟姉妹を差別しない子育てをと言うようなことがほしい。

【市の考え方】

児童の権利に関する条約に掲げられているように、子どもを守り育てることを通じて、子どもの発達や権利を保障する最も重要な責任は、保護者にあると考えています。保護者がその責務の重要性を認識しなければなりません。保護者が子どもの養育・教育及び発達に関して責務を果たせるよう、周りの大人が相互に連携し、協働し合いながら子

育て家庭を支援していくことも大切であると考えています。

また、「子どもにとって最善の方法とは、何かを考え」とは、子どもの年齢や発達に応じ、子どもの声を聴き、子どもとともに、子どもが他者を思いやる心や社会性を身につけ、自分の行動に責任を持ち、社会の一員として自立していくために、子どもにとって何が必要かを考えることだと考えます。今後も、パンフレットを作成し、市民集会を開催するなどさまざまな機会をとらえて、市民の皆様に広く条例の趣旨と子どもの権利について関心や理解を深めていただき、子どもの権利を保障し、子どもが健やかに育つよう、子どもを社会全体で支援するまちづくりを市民の皆様と進めていきたいと考えています。

なお、本市では、保育所において家庭への食育に関する情報提供や保健所の各種事業の場を通して、正しい食生活の普及や相談を実施しています。また、親が子どもにとってどうあるべきかを考え、子どもとともに親として成長する楽しさを学ぶことを「親学」と名付け、「親学ノススメ」を展開しています。さらに、今年度から、事業者の皆様にもご協力いただき、事業者が従業員に対して家庭教育について学ぶ機会を提供する「親学推進協力企業制度」を進めているところです。

（４）地域住民等の責務（１０件：大人８件、子ども２件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 近隣住民との付き合いが希薄になっているが、子どもを守るには、一番は親や身内、二番は地域住民である。
- 子どもが安心して暮らせる地域づくりが第一に必要。
- 子育ての目標は子どもを自立させること、思いやりの心を育むことである。これは子ども同士で、外で遊ぶことで育まれ、この企画や場所の提供と推進が地域住民の役割である。
- ◎ふれあいが少なくなっている社会なので、まずは大人が呼びかけ、それから子どもの意見を聴いていくなど段階を踏んでいけば、子どもからの意見が自然に出て大人と子どもの信頼関係が築いていける。
- ◎地域の人との関わりも少なくなっているので、地域活動に参加しやすくなればよい。

【市の考え方】

地域は子どものもっとも身近なさまざまな体験活動の場であり、子どもの豊かな人間性を育む場であることを地域住民等は意識しながら、子どもとのかかわりを持つことが大切であると考えています。本市は都会でありながらまだまだ地域とのつながりが強いともいわれており、地域で共に支え合い子どもの支援に取り組んでいただきたいと考えています。

また、子どもが地域で活動することが子どもの豊かな育ちを育むとともに、地域の活

性化にもつながると考えています。地域住民等は子どもが地域づくりの重要なパートナーであることを認識しながら、子どもとともに地域づくりを進めることが大切だと考えています。

本市では、子どもたちにそれぞれの発達に応じたさまざまな遊びが体験できる施設として各区1か所に児童館を設置していますが、今後は、地域との協力事業や他の施設との交流事業など、地域のさまざまな機関・団体との協働を進めていきたいと考えています。また、コミュニティセンターの建設やさまざまな地域の活動に対し活用できる補助金を交付するなど、コミュニティの醸成がはかれるよう施策を実施するとともに、地域の子どもは地域で守り育てるを合言葉に、地域の世話やき活動を展開しています。

【市民意見】

- トワイライトスクールは、地域が子どもに関心をもち、携われることができ子どもにとっては大変良い影響を与えており、また地域世話やきおばさんをはじめ親子運動会、子育てサロンなどは、地域の子どもの将来を一番考え実践している活動である。
- 子どもにはお年寄りやさまざまな人とのふれあいを体験する時間を取り入れることが必要。
- 家庭、学校だけに子どもたちの教育をまかせるのではなく、地域が積極的に子どもたちと関わりをもち、少しでも子育てに参加してほしい。

【市の考え方】

トワイライトスクールでは、地域の方々に地域協力員として運営に携わっていただいています。また体験活動講師として茶道、華道、囲碁・将棋など、さまざまなことを子どもたちに教えていただいています。今後も子どもと地域の大人との交流を活動の柱としながら事業を進めていきたいと考えています。

また、保育所や児童館と連携した七夕、クリスマスなどの行事や福祉会館利用者が講師となって行う子ども将棋教室を福祉会館で開催するほか、家事や育児の援助を行う子育て支援事業を通じて、高齢者と子育て中の親子との世代間交流をすすめるなど、子どもと高齢者が触れ合う機会を設けています。

【市民意見】

- 子どもの権利が満たされていない子どもに対して、地域の情報をいかにいかすか。虐待時は非常に難しいケースもあり、地域とのつながりがいないところは、情報が入りにくい場合もあり懸念される。
- 虐待は犯罪であり、虐待は病気であることを地域の人に知ってもらえるなど地域のさまざまな人が支援や協力し話し合える場をつくり、子育ても仕事もできる環境をつくり長い目で温かく見守ることが大切。

【市の考え方】

子どもに対する虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるなど、子どもに対する最も重大な権利侵害であると考えています。虐待が起こってしまっただけからの対応も重要ですが、それ以上に、虐待を未然に防ぐ取組も大切です。

特に、子育ての不安感・負担感の軽減や子育て家庭の孤立化を防止することが虐待の未然防止に重要であると考えております。それには、地域の皆様と一体となって子育て家庭を支えていく必要があると認識しており、地域の子育てネットワークづくりの推進にも努めていきたいと考えています。なお、主任児童委員などが、地域の子育て支援情報などを届ける赤ちゃん訪問事業を実施しており、地域と子育て家庭をつなぐ取組として、大変効果があると考えています。

（５）学校等関係者の責務（１１件：大人１０件、子ども１件）

【市民意見】

- 「保護者が社会通念上、理不尽な要求をしてきた場合、適切に対応するよう努めなければならない」と加えるべき。なぜなら、社会とのかかわりのなかで他者と共生しながら責任ある社会の一員として自立していくことを阻害し、また保護者の責務にあたる子どもにとって最善の方法は何かを考えるに抵触する。

【市の考え方】

保護者の責務で掲げられているように、子どもの発達や権利を保障する最も重要な責任は、保護者にあり、常に子どもにとって最善の方法は何かを考え、養育・教育に努めなければなりません。そして、保護者が保護者としての責任を果たせるよう、周囲の支援が必要であると考えています。

【市民意見】

- 「子どもが主体的に育ち、遊び、学ぶ環境づくりに努めなければならない」「子どもの気持ちや意見に耳を傾ける大人の能力を高めるように努めなければならない」を加えてほしい。
- 市の責務以外は、努力義務になっているが、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を設け、支援することについては、義務規定にしてほしい。
- 学校現場で子どもの権利についてきちんと時間を設けて、クラス全体でディスカッションすることが必要。
- 「子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を設け、支援に努めなければならない」は、学校の役割ではない。学問を教え、団体生活での協調性及び生活指導をする場が本来の学校の責任である。
- 環境づくりからの流れとして、「子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を設け、支援に努めなければならない」を２番目の方がよい。

【市の考え方】

子どもが健やかに育つために、子どもにとって大切な権利があることを子どもが学習できる場や機会を用意し、理解をはかっていくことが大切であると考えています。また、子どもの意見表明や参加は、子どもが自主性や主体性を身につけていくうえでも大変重要です。

責務の順番については、名古屋市子ども条例（仮称）検討会の提言を尊重しながら、学校等は、子どもが学び、育つことを目的とした施設であることから、学び、育ちについての支援を責務の1番目に掲げました。その次に、子どもが安心して安全に生きる権利を保障するため、虐待、体罰、いじめなどから子どもを関係機関と連携して守る責務を掲げ、そして、主体的に参加する権利を保障するため、意見表明することを支援する責務を掲げましたが、今後、条例案を作成するなかで、条例の全体構成をみながら検討していきます。

【市民意見】

○学校等関係者という言葉はでてきますが、児童福祉施設、保育園などの関係機関の名も入れるべきではないか。

【市の考え方】

学校等の中には、保育所、児童養護施設など児童福祉法に規定する児童福祉施設が含まれることを条例案で盛り込む予定です。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

○学校関係者は子どものいじめをきちんと認知してほしい。学校側がいじめを認知しているかでいじめの予防や自殺の予防になる。

◎学校で体罰、いじめ、虐待などから子どもを守るために、いろいろな人と協力するのではなく、その場でいじめなどを止めなければならない。

【市の考え方】

いじめについては、認知することから指導が始まります。従いまして、教員が鋭い感覚で子どもたちの生活態度を見守っていく必要があります。また、一人の教員の判断では見落とすことも考えられるため、各学校には「いじめ・問題行動等防止対策委員会」を設置し、管理職を始め、養護教諭、時にはスクールカウンセラーなども交えて情報交換を行い、より多くの目でいじめを認知するよう努めています。そして、子どもたちが身近にいる教員にすぐに訴えることができるようにすることが大切であり、各学校においては子どもや保護者と教員との信頼関係作りに努めています。

また、体罰、いじめ、虐待などから子どもを守るためには、まずその場でそういった行為があれば、制止する事が先決であることは当然のことと考えています。

【市民意見】

- 今は普通学級に通っているが、障害がある子を普通学級に入れるときは、学校側の態度が消極的であった。教育の現場から心の垣根を取り除くべきである。
- 性教育について正しく教えるべきであり、今の風習に流されず、妥協せず、人格ある正しい判断をもって教育して欲しい。

【市の考え方】

「障害のある子どものために、学校と保護者とが十分に話し合い、子どもに適切な就学を提供していけるようにする」という考えに沿って進めているとともに、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を積極的に進め、心の垣根を取り除けるように努めているところです。

また、性教育につきましては、体育・保健体育を中心に、各教科など、道徳や特別活動においても性に関する事項も取り上げられており、それらを基に年間指導計画を作成し指導にあたるとともに、必要に応じて養護教諭と連携した指導も行っています。

（６）事業者の責務（１０件：大人８件、子ども２件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 是非仕事と生活そして子育てが両立できるようにしてほしい。
- 親が子どもと接する時間はとても大事であるが、共働きでは時間が足りない。仕事する時間帯を考えなおす時期ではないか。
- 親である大人が安心して暮らすことができない生活では、子どもの権利を守るまでもて行き着かないのではないかと。リストラや過重労働の禁止など、人間らしく働ける職場環境づくりを進め、大人側が生き生きと安心して生活できるようになれば子どもへの配慮も行き届き、向き合う時間がとれ、さまざまな取組にも発展していけるのではないかと。
- 経済優先の就労支援は、長い目でみると、子どもが荒れ、家庭がまとまりにくくなる。「子育て支援」は、親の支援ではなく、子どもの心を育てる支援である。
- 事業者の責任を強めてほしい。あまりにも偽りが多く偽りであることすら知らない子どもが増えていく。映像や報道の世界や携帯電話など安全なものを。
- ◎携帯電話は、便利な反面、子どもにとって害が多いので、携帯電話の所持、使用に年齢制限をしてほしい。
- 人的配慮だけが書かれているが、乳幼児期の健康的な育ちには、物的環境が大きく影響するので、この点を明記してほしい。
- 子どもを育てる環境に非協力的な事業者徹底指導ができるとよい。
- 派遣労働者のなかには年齢を偽って働いたり、働かされたりしている少年たちがいるので、児童労働から子どもを守ることを明記してほしい。
- ◎事業者の子どもを支援する取組とはなにか。

【市の考え方】

事業者は、その社会的影響力と責任を認識した事業活動を行うことや地域での子どもや子育て家庭を対象としたボランティア活動など子どもや子育て家庭を支援する取組に従業員が参加・協力するよう働きかけることも大切であると考えています。

子どもを社会全体で支援するためには、従業員の仕事と家庭の両立支援や働き方の見直しが大きな課題であり、事業者の役割は極めて重要です。子育て期の従業員が家庭・地域生活と職業生活を両立することができるようにするためには、事業者の理解や職場の意識改革が必要です。今後、事業者が従業員の子育て支援に主体的に取り組めるよう働きかけるとともに、長時間労働など働き方の見直しの広報・啓発活動をすすめ、両立を支援していきます。また、今年度から、事業者の皆様にもご協力いただき、事業者が従業員に対して家庭教育について学ぶ機会を提供する「親学推進協力企業制度」及び、子育てにやさしい活動を行っている事業者を認定し、その中から特に優れた活動を行うものを表彰する「子育て支援企業認定・表彰制度」を創設いたしました。

児童を違法に働かせることは労働基準法違反であるので、労働関係機関や経済団体と連携をはかり、事業者に対し労働法令順守の広報・啓発に努めていきます。

5 子どもに関する基本的な市の取組（162件：大人149件、子ども13件）

（1）全般（8件）

【市民意見】

- 子ども条例を作ることは評価できるし内容も良いが、本当に保障されれば良いがその点が不十分。
- 条例に反した言動に対する罰則や体制はあるのか。
- 少子高齢化社会にあって、子どもの権利が保障され、子どもが健全に成長することは誰もが望んでおり、学校、地域、家庭、事業者が一体となって市の施策を実現するよう努力しなければならない。
- 今のままの体制を充実させることが、子どもたちの生活を充実させることにつながる。
- 子どもに対する取組はとてもすばらしく大切にされているが、子どもが大好きで子どものためにならどんな苦勞も惜しまない保育士の苦勞を気付いてほしい。
- 大切なことが決まっているのに関わらず、悲惨な事故や事件が後を絶たない。もっと広く広めないと知らない人がたくさんいる。
- 子どもにインターネットの悪い面がふりかからないよう、何か対策を考案していただくようお願いしたい。
- 「自然や環境の保護」「有害・危険な環境からの保護」について明記してほしい。

【市の考え方】

子どもの権利と子どもの権利を保障する責務を踏まえ、子どもに関する基本的な市の取組や子ども総合計画の策定、協議会の設置などを条例案に盛り込むことにより、条例の実効性を高めていきます。

また、子どもが他者を思いやる心や社会性を身につけ、健やかに育つためには、家庭だけでなく、すべての大人が連携し、協働する意識を醸成して、社会全体で子どもを支援するまちづくりを進めていかなければならないと考えています。条例に反した場合の罰則について条例案に盛り込むことは予定していませんが、条例の理念が浸透することで、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの立場で、主体的に責務を果たしていくものと考えています。

なお、本市では、自然や環境の保護、有害・危険な環境からの保護に向けて引き続き取り組んでいきます。

（2）子どもの権利の普及等（18件：大人16件、子ども2件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 子ども条例の取組はとても良い方向性であるが、どのように周知するのか。
- 子どもの権利条約の理解なくしてこの条例に基づく取組は十分なものとはならないと考えるが、どのように子どもの権利条約の浸透をはかるのか。
- ◎子どもの権利条約があっても、知っている人が少ないので、知ってもらうための取組

をするべき。

- 条例が実現するためにも講演やセミナーなどで学べる機会が必要。
- 子ども自身が子ども条例を理解するために授業で参加型の人権教育を受けたり、子ども会議などを組織して子ども自身が広報をどのように行っていくか考え実践する場をつくってほしい。
- 子ども条例の制定は立派なプランであるが、子どもたちに子ども条例の権利を与えるにあたり、子どもたちに家庭、社会での義務を学ぶ機会もより多く与えてほしい。
- 基本的な考え方が関係者のみでなく、一人でも多くの各世代、各地域の立場の大人たちに確認、周知されるように広報に努めてほしい。
- 条例制定後の取組を市民全体にはっきりと伝え、親になるための学習する機会を義務にしたらかうか。
- ◎子どもの権利について、親や学校にきちんと理解してもらえよう取り組んでほしい。

【市の考え方】

本市では、これまで条例の制定に向け、子どもを含めた市民の参画や機運の醸成に努めてきました。条例の制定後も、パンフレットを作成し、市民集会を開催するなどさまざまな機会をとらえて、市民の皆様幅広く条例の趣旨と子どもの権利についての関心や理解を深めていただき、子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するまちづくりを市民の皆様と進めていきたいと考えています。

児童の権利に関する条約の普及啓発については、パンフレットを作成するなどこれまでも取り組んできましたが、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えています。

また、本市では、親が子どもにとってどうあるべきかを考え、子どもとともに親として成長する楽しさを学ぶことを「親学」と名付け、「親学ノススメ」を展開しています。今年度から、事業者の皆様にもご協力いただき、事業者が従業員に対して家庭教育について学ぶ機会を提供する「親学推進協力企業制度」を進めているところです。

【市民意見】

- 「市は、子どもの基本的権利を阻害する要因となる売春、買春などについて、大人の身勝手な行動を防止するための広報、普及に努める」と加えるべき。（6件）
- 「性に対する正しい認識の広報・普及に努める」と明記してほしい。（2件）
- 自分たちの地域にはいろいろな支援や相談窓口があって、ひとりで悩まなくていいことを学校で教え、パンフレットを配ったりしてみんなで話し合いの場を設け、語り合うことによって権利の内容を理解していける。

【市の考え方】

本市では、売春・買春の温床となりうる出会い系サイトの危険性を周知し、子どもが

性的被害にあわないように、また大人が利用しないように、各種広報・啓発パンフレットを作成・配布し、随時キャンペーンを実施しています。

また、性に関する正しい理解促進のための知識の普及と啓発事業の実施については、「かけがえのない自分 かけがえのない健康」（日本学校保健会編）、「健康な生活を送るために」（日本学校保健会編）の配布及び「エイズ予防強化習慣ポスター」の作品募集を行っています。

相談窓口などについては、これまでもパンフレットを配布し、子どもたちに伝えておりますが、学校教育の中で話し合いの場を設けることは、どの学年を対象にどのように実施するかなど現実的には難しい課題もあると考えています。

（３）虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済（１１件：大人１０件、子ども１件）

【市民意見】

- 子どもたちに、自分の身を守る権利と方法を十分に教え、理解させることが大切。また周囲が、虐待、体罰、いじめを容認しない仕組みをつくる必要があり、市はこれらに積極的に関わり、早期発見、早期対応ができるような取組を進めてほしい。
- 虐待、体罰、いじめなど地域で見守るが、なかなか聞こえてこないし、分かったとしても見守りだけであるので早く施策を推進してほしい。
- いじめへの取組だけでなく非行になった子どもへのケアも必要。
- 現状の地域の状況を見てみるととても無理に思える。大人がもっと一生懸命に取り組まなければ安心して暮らすのは無理。

【市の考え方】

児童虐待の防止等に関する法律においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童相談所などに通告しなければならないとされています。児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンについてのキャンペーンなど、１１月の児童虐待防止推進月間における取組などを通じて、虐待の早期発見などの大切さを広く市民の皆さんに周知し、積極的な協力を呼びかけていきたいと考えています。児童虐待への対応につきましては、児童相談所のほか区役所、保健所などの行政機関や、民生委員・児童委員、保育所、学校などの地域との連携が重要であることから、各区に「なごやこどもサポート連絡会議」を設置し、関係機関との連携をはかっています。

また、各中学校ブロック単位に「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」を設置し、ブロック内の小・中学校教員だけでなく、保護者・地域の子ども会役員・主任児童委員・保護司など、地域で子どもたちと接する機会の多い人たちを交えて情報交換を行うなど、地域の力を取り込むことにより、いじめなどの早期発見・早期対応に努めていきます。

いじめや非行に走る子どもたちには、家庭環境や生育歴などさまざまな背景を抱えています。毅然とした指導を進めていくことは必要ですが、再発防止に向けて一人ひとり子どもを十分理解し、心のケアを行うことは大切なことであると考えています。その

ため、市内の全中学校にスクールカウンセラーを配置し、メンタル面でのケアができるようにしています。また、教員が子どもたち一人ひとりの受け皿となりうるようスクールカウンセラーの助言を受けながら、いじめや非行に走った子どもたちへの対応を進めています。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

【救済機関】

- 権利を侵害された子どもや認知した大人が訴える場がないと権利が保障されない。
- 今権利を侵害されている状況下にある子どもをまず一番に救いあげてほしい。
- 地域の問題などは相談する先がなく、学校はあらゆる問題を持ち込まれ先生は悲鳴をあげているので、全体的に対応できる機関が必要。
- 子どもの権利擁護委員制度、オンブズマン（子どもの権利を監視する機関）制度は、条例を実行力のあるものにすうえで必要。（2件）
- 市行政から独立して調査権と勧告権を付与した機関を配置する必要がある。委員は、子どもの権利保障に強い関心を有し、子どもについての専門的知見、技量を有する弁護士、医師、研究者、市民の3、5名程度で構成し、事務局は市行政に置く。
- ◎体罰、虐待、いじめなどの電話相談があるが、相談人の大人には話す気にはなれず友達なら何回でも話せる。

【市の考え方】

本市では、児童相談所などの関係機関において、児童虐待などの子どもの権利侵害に関する防止、相談や救済に取り組んでいます。今後、実情を把握し、検証したうえで具体的に検討していく必要があると考えています。

（4）子どもへの支援（14件：大人13件、子ども1件）

【子どもの居場所づくり7件】

【市民意見】

- 子どものいじめ、児童に対する犯罪などは、さみしさ、孤立感、地域コミュニティの解体からくるので、居場所づくりは早急に取り組まなければならない。居場所は、子ども、家庭の立場に立った目的別の事業が必要。とりわけ、働く女性が増えるなか学童保育を充実してほしい。
- 中学生の居場所づくりが急務。
- 居場所づくりで自然のなかで多くのことを学び、自然の厳しさのなかで他人に対する思いやり学んでいくことも大切。
- 学校の放課後や休日、居場所もなく公園で時間をつぶす子どもが目立つので、児童館のような施設が身近にほしい。
- 子どもを対象として活動している団体と市が協議の場を設け、中身を決めていくのは

どうか。

○子どもの居場所は、学校を離れた所でゆるやかな大人の目の元での居場所（子どもの自由な発想で使える）のような場があるとよい。

○学校の開放（授業後）はできないのか。トワイライトスクールはあるが高学年になるとあまり利用しない。

【市の考え方】

子どもの居場所は、地域のなかで子どもが安心して休み、自由に遊び、活動でき、友達を見つけるなど人間関係を作り合うことができる場所として大変重要であると考えています。保護者、地域住民等、学校等関係者と相互に連携、協働しながら、子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを進めていきます。

中学生の居場所として、児童館において中学・高校生対象の事業に取り組みつつありますが、今後も中学・高校生の自主グループへの活動機会・場の提供など、中学・高校生の利用促進をはかる事業に取り組んでいきたいと考えています。なお、青少年交流プラザ及び宿泊青年の家では、中学生対象のイベントを行ったり、中学生の活動の場を提供したりしています。

また、児童館において来館者を待つだけでなく、地域のさまざまな機関・団体と協働し、地域に出向いていく移動児童館事業の実施など、区域全体に目を向けた取組に努めていきたいと考えています。

放課後などに学校施設を活用して、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の大人と交流することなどを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育む事業として、トワイライトスクールを実施しています。今後、全校実施に向けて整備をすすめていくとともに、子どもたちにとってよりよい事業となるよう努めていきます。

【遊びや体験の場づくり 5 件：大人 4 件、子ども 1 件】

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

○豊かな遊び場とそれを支える人材の制度的な保障を望む。

○学問も大切だが、遊びを通して人との触れあいをもち思いやりのある子どもになってほしい。

○地域のさまざまな人達とのふれあい、楽しい音楽文化のなかで育っていく音楽を通して仲間作りができるような出会いの場を多く作ることが大切。

○遊びは子どもの成長にとって大切なものなので子どもの遊びを豊かにする施策を推進してほしい。

◎子どもが安心してのびのびと遊び、学べる場所がいま一番必要。

【市の考え方】

児童館では、子どもたちに健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにするクラブ事業や行事を実施するほか、子ども会ボランティアを地域の子ども会に派遣して、行事の指導などを行っています。現在、職業体験なども盛り込んだクラブ活動や移動児童館の実施など、新しい取組も広がりつつありますが、今後も各区 1 か所の児童館の特色が出せる事業の実施に努めていくとともに職員のさらなる資質の向上に努めていきたいと考えています。

また、新たに、子どもの主体性や生きる力を育むための遊びや職業体験、自然体験、社会体験の場づくりについて、有識者や関係団体と検討しています。

放課後などに学校施設を活用して、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の大人と交流することなどを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育む事業として、トワイライトスクールを実施しています。今後、全校実施に向けて整備をすすめていくとともに、子どもたちにとってよりよい事業となるよう努めていきます。

【社会的自立への支援 2 件】

【市民意見】

- 大人が子どもを守ること大切だが、子どもが自立できるよう子どものエンパワメントを念頭にした教育が必要。
- 中学校を卒業して就職する子どももいるが、定職率が低いと聞くので、全ての子どもが職業につけ、自立できるようさらなる支援をお願いしたい。

【市の考え方】

子どもから働くことの意義を、大人がいろいろな場で教えていくことが大切であると考えています。本市では、15～34歳までの若者を対象に、就労を支援するため、若年者就労支援事業として、電話相談、カウンセリング・就労支援プランの作成、就労支援セミナーなどの事業を実施しています。また、高校生・大学生を対象にキャリア形成支援・就職力強化を目的とした講演会などを実施しています。

（５）子どもの参画活動の促進（7 件：大人 4 件、子ども 3 件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 発達段階に応じた意見表明権が保障されるように、大人が子どもの参画に十分配慮する必要がある。受け止める仕組みは、多数意見をまとめたり、1つの方向に束ねたりせず広く聴きとることが大切である。子どもの参加の仕組みはイベントではなく日常にあることが求められる。
- 子ども会議のあり方については、どのような形態がいいのか、子ども自身に決めても

らうほうがよい。各学校から推薦された児童会や生徒会役員などで構成されるような議会などは大人の発想であり、子ども本来の意見を汲み取ることができない。

○自分たちが関わることについて子どもから意見を聴くだけではなく、実現してあげないと意味がない。

○子どもが参加して考えていくことは良いことである。

◎しっかりと子どもの意見を聴く場所を設置してほしい。（２件）

◎子どもが主体的に実行する場がないので増やしてほしい。

【市の考え方】

子どもが市政に参加したり、意見を発表したりすることは、子どもの視点をまちづくりにいかすとともに、子どもの主体性や社会性を育み、子どもが豊かに育つために大切なことと考えています。具体的な方策については、子ども会議も含め子どもが意見を提案しやすくなるような仕組みをつくり、子どもの意見が尊重されるよう努めていきます。

（６）子育て家庭への支援（７件）

【市民意見】

○子どもを育てている専業主婦に目を向けてほしい。家庭教育の支援、親子支援こそ大切。

○母子家庭は生活が大変厳しいので、安心して子どもを育て、働ける環境を整えてほしい。子どもにとって大切なことは家庭の安定である。

○未就園児の親子は、密室育児になりやすいので、この時期は、社会によって支えられ、見守られることで、問題を起こさないだろうし、問題を起こしても誰かに助けを求めることができる。

○各家庭の細やかな要望に配慮していただき、働きながら子どもを育てるという体制を望む。

○親たちが話し合える場、つどえる場所がほしい。

○支援施設や保護施設、障害児施設などに入所している子どもとその家庭の支援はたくさんあるのではないかな。

○社会全体で支援することは重要だが、忌憚なく話し合うことのできる家族同士の付き合いを形成していくことが大切。

【市の考え方】

保護者が子どもの養育・教育及び発達に関して責務を果たし、子どもが安心して暮らせるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者と相互に連携し、協働し合いながら子育て家庭を支援していくことが大切であると考えています。

本市では、保育所の待機児童の解消をはかるとともに、多様な保育サービスの実施や

ひとり親家庭等の自立支援をすすめるなど子育て家庭の支援に努めていきます。また、保育所の地域子育て支援センター事業を始めさまざまな地域子育て支援事業を展開するとともに、地域子育て支援ネットワーク事業により地域の子育て支援関係機関の連携の促進をはかっているところです。

また、親が子どもにとってどうあるべきかを考え、子どもとともに親として成長する楽しさを学ぶことを「親学」と名付け、「親学ノススメ」を展開しています。

（７）他の施策との連携（１２件）

【市民意見】

- 「市は、家庭の日を活用し、家族団らんの安らぎ、家庭の価値の大切さを子どもの健全育成及び大人に対する意識向上のため推進する」を加えるべき。（１１件）

【市の考え方】

家庭の大切さや家庭の役割についてあらためて考える機会として、毎月第３日曜日を「家庭の日」と定め、その普及促進に努めており、子どもたちが家庭の大切さに気づき、家族への感謝の気持ちを育む機会として、ポスターや作文を募集する事業を行っています。

【市民意見】

- 子どもが自らの個性を見だし、個性に合った職業に就き、それで生活が安定できる見通しを持つことができる社会にしなければならない。日本の青年施策は遅れているという指摘があり、行政のみならず企業などからの思い切った経済支援を期待したい。

【市の考え方】

１５～３４歳までの若者を対象に、就労を支援するため、若年者就労支援事業として、電話相談、カウンセリング・就労支援プランの作成、就労支援セミナーなどの事業を実施しています。また、高校生・大学生を対象にキャリア形成支援・就職力強化を目的とした講演会などを実施しています。

（８）関連する意見（８５件：大人７９件、子ども６件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

【学童保育について３８件：大人３７件、子ども１件】

- 中央児童館の跡地は、子どものための施設にしてほしい。公立の学童保育をつくってもらえるとありがたい。
- トワイライトスクールは、子どもが長時間安心して生活できる場所ではないため、経

経済的な面から学童保育に行けない子どもにも入れる体制にしてほしい。(2件)

○放課後の留守家庭の子どもにとって一番の居場所は学童保育しかなく、入所できない子どもなどを救うのは市の責務である。(5件)

○学童保育を充実してほしい。(24件)

保護者が働いている子どものために学童保育を充実してほしい。
全学年を助成対象にしてほしい。
指導員の処遇向上

○指導員と親でつくってきた学童保育が、子どもたちを救ってきている重みを分かってほしい。

○学童保育は福祉であり、トワイライトスクールとは別にきちんと保障してほしい。(2件)

○指導員が子どもたちの色々な話を聞いたり、活動をさせてくれるところは、トワイライトスクールにはないところである。

○トワイライトスクールは、子どもの権利が保障されないので、子どものことを考えるなら学童保育をなくさず大切にしてほしい。

◎学童保育は、4年生以上になると友達がやめていくので、6年生まで一緒にいることができると思う。

【子どもたちの豊かな放課後のあり方の提言について19件】

○子どもたちの居場所づくりや遊びの体験づくりなどの子どもへの支援、子育て家庭への支援という観点で理解するものの、学童保育の良さをしっかり継承した環境づくりを望む。(2件)

○トワイライトスクールと学童保育は一元化しないでほしい。(14件)

○放課後児童クラブを導入するようだが、学童保育との違いをどこまで把握できているか疑問。

○学童保育は独自のノウハウが必要となるが、これまで学童保育を行ってこなかった市が放課後児童クラブを行うことができるか。

○トワイライトスクールの子どもと指導員が一緒では、著しい保育の質の低下が気になる。

【市の考え方】

留守家庭児童健全育成事業いわゆる学童保育とトワイライトスクールについては、それぞれ役割や機能が異なり、これまで並行して実施してきましたが、両事業は放課後の子どもの健全育成という面では共通するところがあることから、平成18年11月に外部委員からなる有識者会議を設置し、両事業のよりよいあり方について検討を進めてきました。

平成19年12月に、有識者会議からの提言が提出されたところであり、今後はこの

提言をふまえ、名古屋市放課後子どもプラン（仮称）の創設に向けて、まずは本市としての基本的な考え方を取りまとめていきたいと考えています。

【市民意見】

【トワイライトスクール3件】

- 安心、安全に放課後を過ごす場所であるが、学校から下校せずにそのまま学校で過ごすことに違和感がある。自分たちの頃は、学校に残って遊んでいるとランドセルを家に置いてから遊びなさいと注意されたが、その様な時間の切り替え方を学ぶことも子どもには大切ではないか。
- トワイライトスクールを全否定するものではなく、トワイライトスクールそのものが、学童保育の精神を受け、子どもの健全な保育を願う親の望みを担ってもらえる場となることを希望する。
- 各曜日時間でメニューを提供し、子どもと親が選択できるような姿が望ましい。

【市の考え方】

放課後などに学校施設を活用して、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の大人と交流することなどを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育む事業として、トワイライトスクールを実施しています。今後、全校実施に向けて整備をすすめていくとともに、子どもたちにとってよりよい事業となるよう努めていきます。トワイライトスクールへの参加については、児童の安全のため、授業終了後そのまま活動に参加することを原則としています。

また、体験活動講座については、毎月発行するトワイライトスクールだよりで案内しています。

【市民意見】

【公立施設の運営について5件】

- 子どもの権利を尊重するとしながら公立保育園を廃止し民営化するのはおかしい。（4件）
- 子どもの居場所作りと掲げながら、市立幼稚園・保育園を廃止し民営化するのはおかしい。

【市の考え方】

公立保育所において、特別保育事業を充実させるなど市民のニーズに応える保育サービスの提供を行うためには、財源や人員が必要ですが、厳しい財政事情や市職員の定員管理計画があること、また、老朽改築などの整備の際には国の交付金もなく財源確保が困難であることから、民間移管や統廃合などの方策も必要であると考えています。

また、公立幼稚園においては、幼児人口の減少をふまえ開催した「今後の市立幼稚園

のあり方会議」の検討結果をもとに、市立幼稚園の適正規模・適正配置を進めています。なお、今後も市立幼稚園においては、幼児教育についての実践研究をより一層推進し、私立幼稚園とともにその発展に努めたいと考えています。

【子育て支援について 20 件：大人 15 件、子ども 5 件】

【市民意見】

- 一時保育を利用したいときに利用できるよう改善してほしい。（3 件）
- 子どもの健康診断を定期的にしてほしい。
- 医療費の助成期間の拡大をしてほしい。（2 件）
- 医療費無料はありがたい。
- 市内の施設で子育て家庭をもっと優遇してほしい。
- 室内で子どもを遊ばせる場所が少ない。
- 安心して子どもを産むことができるよう医療体制を充実してほしい。
- 子育て支援をしているさまざまな団体などの情報が、自治会などもっと身近なところまで伝わるとよい。

【市の考え方】

本市では、平成 17 年 3 月に策定しました「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）」の計画目標の達成に向けて、事業の充実に努めているところです。

子どもの医療費助成につきましては、平成 20 年 1 月からは所得制限を撤廃するとともに、入院医療費の助成対象年齢について、従来の小学校 3 年生までを小学 6 年生までに拡大したところです。また、今年度から、子育て家庭が子育て家庭優待カード「ぴよか」を協賛店舗・施設に提示することによって、協賛店舗などが独自に定める割引・特典サービスを始めました。

子どもの発達段階に応じたさまざまな遊びが体験できる場として、各区 1 か所に児童館を設置していますが、今後は、移動児童館事業の実施など身近な地域で子どもが安心して過ごせる居場所をつくるなど、区域全体に目を向けた取組を実施していきたいと考えています。

安心して出産していただくため、市内医療施設の協力のもと、産科の救急医療体制の確保に努めるとともに、愛知県と協力し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの体制強化などの周産期医療の充実をはかります。

本市ウェブサイトなどに子育て支援に関する情報を掲載していますが、身近なところまで情報が行き届くよう努めていきます。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

○幼児コーナーのある公園を増やしてほしい。

○公園の整備をお願いしたい。

○公園など遊べる場所の情報がほしい。

◎公園に遊具があるが、どのように遊ぶのかが分からず、子どもが怪我をするのではないか。

◎野球の練習場所をいろいろな公園にお願いしているが断られることが多いので、場所を提供してもらえると助かる。

【市の考え方】

就学前の幼児を対象とした幼児コーナーの整備につきましては、進めていきたいと考えています。

もっとも身近な街区公園については、一定基準のもと、公園の少ない学区に公園を整備する「街区公園適正配置事業」を進めています。

主な公園の情報は、本市ウェブサイトに掲載していますのでご覧ください。

遊具の使い方の周知については、今後検討していきたいと考えています。

公園内での野球の練習場所については、有料公園野球場をご利用いただいておりますが、野球はあらゆる年代の方々に人気があることから、抽選倍率も高く、特に休日は希望通りに取れないという声も多くあります。このような状況の中、公園内の野球場を子どもの利用に限定して確保することは非常に困難であると考えています。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

○外出先での子ども用のトイレが少ない。

◎安心して遊べる場所が少なく困っている。子どもが安心して暮らせる社会を作ってほしい。（２件）

◎ドロボーがいらない社会になってほしい。

【市の考え方】

乳幼児連れの方にも利用しやすくなるよう地下鉄駅トイレにおいて、車いす使用者対応トイレ内にベビーベッド、一般トイレ内にベビーチェアを、また女性用トイレ内に男児用の小便器の整備を進めています。

地域の防犯活動に対し、一層の支援を進め安心して暮らせる地域づくりを市民の皆様と協働して進めていきたいと考えています。

6 推進体制の整備（11件：大人10件、子ども1件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

【子ども総合計画について4件：大人3件、子ども1件】

- 「子ども総合計画」と「なごや子ども・子育てわくわくプラン」との整合性、あるいは相互の位置づけを教えてください。
- 計画の策定にあたっては、各関係組織、市民の意見を吸い上げて協働して作業を進めてほしい。
- 計画を策定するとしているが、公立保育園の民営化やトワイライトスクールと学童保育の統合のような子どもに関わる重要な政策を見切り発車的に進めるべきではない。
- ◎計画しても実現するまでに何年かかるのか。

【市の考え方】

本市では、平成17年3月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）」を策定しており、子どもに関わる施策を福祉・教育・医療など総合的に推進しているところです。条例の制定後は、この計画を「子ども総合計画」として位置づけ、実効性を確保していきます。

なお、計画の策定にあたっては、子どもを含む市民の皆様のご意見をお聴きし、計画に反映されるよう努めるとともに、社会状況の変化などにより必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

【市民意見】

【推進協議会の設置について6件】

- メンバーは、誰がどの様な基準で選出するのか明確でない。
- 子ども（18歳未満の者）を委員に入れる予定はあるか。
- 多くの市民の声が反映されるよう市民団体や公募も含め広い層から構成してほしい。
- 運営事務担当はどこの局が所管し、他局との連携について教えてください。
- 子どもの権利が守られているか、子どもを社会全体で支援できているのかを定期的に調査し、評価や指導できる体制が必要。
- 子どもの救済、回復、勧告、是正要請、意見表明など第三者機関としての役割が非常に大切。月1回とか、問題が発生したときに開催する組織では機能しない。推進協議会の設置のみでは、日常的な救済、回復、勧告、是正要請は不可能。

【市の考え方】

本条例を総合的に推進するため、市長の附属機関として調査審議する協議会を設置し、長期的な見通しのもとに、子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するまちの実現に取り組んでいく予定です。協議会の具体的な組織や運営方法については、今後検討していきます。

また、本市では、児童相談所などの関係機関において、児童虐待などの子どもの権利侵害に関する防止、相談や救済に取り組んでいます。今後、実情を把握し、検証したうえで具体的に検討していく必要があると考えています。

【市民意見】

〔拠点施設の設置について 1 件〕

○どのような施設の展開をイメージしているか。

【市の考え方】

地域の子育て支援ネットワークづくりや企業連携などの拠点「子ども・子育て支援センター（758キッズステーション）」や、主体性や社会性に富み、人間性豊かで活力あふれる子どもの育ちを支援する拠点「青少年交流プラザ（ユースクエア）」などを拠点施設として位置づけ、機能を充実させていく予定です。

7 その他（31件：大人27件、子ども4件）

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 子どもの参画や意見参加を重点におかれた条例なのに、条例を作っている委員に、子どもや若者が入っていない。この点からも条例を作ってもどれだけ権利を守ってもらえるのか不明確。
- 子ども自身が条例作りに参加できるシステムは欠かさないでほしい。（2件）
- 子ども向けの言葉が難しすぎるので単語の意味が分からないのではないか。
- ◎子ども向けのパンフレットにしては長いので子どもの集中力がもたない。

【市の考え方】

これまでに、条例の制定過程が大切だと考え、子ども集会や愛知サマーセミナー、NPOとの協働によるミニ集会や学習会、アンケート調査などさまざまな機会を設けて、子どもたちからも多くの意見をお聴きしてきました。条例の制定後も、子どもの参画活動の促進のなかで、子どもが意見を提案しやすくなるような仕組みをつくり、子どもの意見が尊重されるよう努めていきます。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

- 条例案を示してもらい市民に見える形で提案され、市民と一緒に考える時間をしっかり確保するべきではないか。
- 条例制定にあたり危惧するところは、モンスターペアレンツの存在。世の中には子どもを虐待したりする親もいれば、度を越した溺愛の親もいることを対策として併せて考える必要がある。
- 総論として賛成。基本的な内容が隅々まで浸透することを望む。（2件）
- 子どもと関わる仕事をしている者として、子どもの権利についてみんなで確認できる機会を持つことができとても良いことであった。
- 学校では児童の権利に関する条例について細かく教わっていないので勉強する機会となった。
- 内容はとても大切なことであり、自分自身も気を付ける必要があると思わせるものであった。
- 大人は子どもが年齢や発達にふさわしい生活が送れるよう、しつけ、よい環境とは何か今一番考えることが大切。
- ◎この取組が、名古屋市だけでなく、愛知県、日本、世界中で当たり前ようになってほしい。

【市の考え方】

これまで条例の制定に向け、子どもを含めた市民の参画や機運の醸成に努めてきました。条例の制定後は、パンフレットの作成や市民集会を開催するなどさまざまな機会を

とらえて、子どもを含めた市民の皆様幅広く条例の趣旨と子どもの権利についての関心や理解を深めていただき、子どもの権利を保障し、子どもが健やかに育つよう、子どもを社会全体で支援するまちづくりを市民の皆様と進めていきたいと考えています。

【市民意見】

- この条例は必要に応じて見直されることも大切。
- どれをとってもひとつも具体例が書かれていない。
- 全体的にまとまっているが説得力に欠けるので、どのように肉付けするかでこの条例が生まれたものになるかが決まる。
- 全ての項目について、ひとつひとつ具体的に落とし込むことが必要。

【市の考え方】

条例案は、子どもを社会全体で支援するまちの実現のための基本的な方向性を市民に示すものと考えています。具体的には、子ども総合計画や協議会などで施策・事業を進めていきます。

【市民意見】

- 条例の名称は、「子どもの権利条例」にするべき。（2件）
- 「名古屋子供条例」の方が一目で漢字が表す意味で分かりやすい。

【市の考え方】

子どもにとって大切な権利を確認し、その保障のための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務と、市の基本となる取組を定めることが必要であると考えており、条例案は子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するものとする予定です。条例の名称については、名古屋市子ども条例（仮称）検討会の提言を尊重しつつ、条例案の作成の中で検討していきます。

【市民意見】

- 指定管理制度は問題がある。4年でころころ人が変わっては意欲がある人は定着しない。引き継ぐ時の無駄も多い。子どもが育つ場所としては、もっと将来を見通して行政を行ってほしい。

【市の考え方】

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上をはかるとともに、経費の節減をはかることを目的として導入されています。

運営の引継ぎにあたりましては、指定管理者が代わることによって、施設の運営に支

障が生じないよう、また、利用者が混乱をきたさないように十分留意していきます。

【市民意見】 ※◎は子どもの意見

○「子ども」という表記ではなく「子供」にするべき。（7件）

◎「子ども」という表記ではなく「子供」にするべき。（2件）

【市の考え方】

「子ども」の表記については、名古屋市子ども条例（仮称）検討会の提言を尊重し、また、本市でも、「子ども青少年局」という組織の名称など一般的に「子ども」を使用していることから、「子ども」と表記します。



名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話番号 052-972-3081
FAX番号 052-972-4437
電子メール a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。